

平成22年度 第1回芦屋市市民参画協働推進会議 会議録

日 時	平成22年12月20日(月) 午後1時30分 ~ 午後3時20分
場 所	北館2階第3会議室
出席者	委員長 今川 晃 副委員長 焦 従 勉 委員 菅沼 久美子 瀬尾 多嘉子 柳瀬 英次郎 山村 孝司 欠 席 弘本 由香里 山下 正夫
事務局	事務局 竹内 恵一 市民生活部長 福島 貴美 市民参画課長 鯉川 敬子 市民参画主査 松本 敏郎 市民参画課員 海士 美雪 あしや市民活動センター事務局長 藤原 航 あしや市民活動センター事務局
会議の公開	公開
傍聴者	1人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 協議

芦屋市民参画・協働推進の指針

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

(4) 報告

基本目標3 市民活動を高めるための環境を整備します。(環境の整備)

ア あしや市民活動センター(中間支援センター)の状況及び実績

基本目標5 市民参画協働事業を推進します。(市民参画協働事業の推進)

ア 芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱

イ 芦屋市提案型市民参画協働事業選考委員会設置要綱

(5) 今後の予定

(6) 閉会

2 配布資料

芦屋市提案型市民参画協働事業実施要綱等(1ページ~40ページ)

3 審議経過

福島課長 定刻になりました。ただ今より第1回芦屋市市民参画協働推進会議を始めさせていただきます。私は、本日の司会をいたします市民参画課長の福島です。よろしくお願いいたします。本日は、ご多忙の中、会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の推進会議は、弘本由香里委員と山下正夫委員から所用のため欠席の連絡がありました。出席の委員は、今川晃委員、焦従勉委員、瀬尾多嘉子委員、山村孝司委員、柳瀬秀次郎委員、菅沼久美子委員で、8名の委員のうち6名の委員が出席していますので、本会は成立しています。会議に入ります前に、皆様に了解をいただきたいことがあります。先ず、会議録の作成・公表にあたり、正確を期するため、会議につきましてはICレコーダー等に録音いたします。また、「芦屋市附属機関等の設置に関する指針」により、委員名簿の公開・会議録の公開及び会議中の発言者名につきましても公表となりますので、ご了承ください。会議録は、委員の皆様にご確認いただき、1ヶ月以内に市ホームページ上に公表いたします。なお、状況に応じまして、この会議を非公開とする場合には委員長が会議に諮って行うこととなります。最初に本会議に傍聴の希望者があります。本会議は公開とお知らせしていますので、傍聴者は入場となりますが、今川委員長よろしいでしょうか？

今川委員長 はい、どうぞ。

福島課長 委員長のどうぞというお声をいただきましたのでお入りください。では、ただいまより第1回の芦屋市市民参画協働推進会議を開会いたします。お手元の次第に沿って進めて参ります。今川委員長から、ご挨拶をいただきます。

今川委員長 どうも皆さんお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。この推進会議は、条例第18条に基づきまして、芦屋市市民参画協働推進会議に諮るとなっていますので、色々ご意見をよろしくお願いいたします。芦屋市は指針も条例も非常に短いものですけれど文章自体はですね、内容的に、実態は、おそらく全国で最先端を走っているのではないかと考えておまして、あちこちで、個人的には自慢、あるいは広く宣伝しているところです。広く忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

福島課長 ありがとうございます。では、これから後の議事につきましては、委員長にお願い致します。

今川委員長 では、お手元の次第に従って議事を進めてまいります。先ず協議の第1ですけれども、芦屋市の市民参画協働推進に関する「指針・条例」の見直しということで、(1)芦屋市市民参画・協働推進の指針についてご説明をお願い致します。

福島課長 事務局より説明いたします。今、お手元にお持ちの配布資料の17ページをお開けください。一番下にページをふっております。17ページ、みんなが参画、みんなで協働、新しい芦屋のまちづくり、芦屋市市民参画・協働推進の指針。17ページはもともとこういう冊子でして、完売したというか、他の市からとかたくさん欲しいということで、在庫がな

くなっていましたので、すいません、今日、きれいなのを用意できなくて。ちなみにここにありますこの表紙の絵は、私の上司でありました課長が、途中で退職して画家になりましたので、現在、画家で活躍しております、了解を得て載せてあります。このコバノミツバツツジとクロマツ、コバミちゃんとクロ松ちゃんを、芦屋市の花と木ですけれど、これは広報課の方が描いて、ここに使っていいという了解を得てつけました。そんな冊子です。ページをめくっていただいて18ページですけれど、指針はですね、あの指針策定の背景と18ページ2番の市民参画・協働の課題と、3番の基本方針、4番の市民参画・協働推進の方向性こういう成り立ちになっております。19ページに参ります。まずこの指針を作るときに関わっていただいたのが、今日、ご出席の方の中では、今川先生だけです、簡単ではございますが、説明させていただきます。

はじめにの19ページですけれども、まず、市民活動団体基礎調査というのをしまして、今、芦屋市内のNPOはどういうことを考えていて、どういう意見を持っているかを調査しました。その調査の中でたくさんの意見の書き込みがございました。市民活動団体基礎調査の意見と指針検討会議の委員の意見、この2つで、この指針の基礎を作りました。今お手元の資料の31ページをお開けください。31ページの真ん中の市民参画・協働推進の指針検討会議。今川先生が座長で、外園先生が副座長で、ずらーとお名前を連ねていらっしゃいまして、市職員もいれまして、公募の市民の方もいれまして、市民団体も入りまして、この指針検討会議でいろいろもんでいただきました。先ほど申し上げた市民活動団体基礎調査の中身を分類しまして、あと、指針検討会議の委員の意見を分類しまして、それで、いったん、市民参画課でたたき台の指針を作りました。それをもう1回、委員の方にもんでいただいて、31ページ上にあります芦屋市市民参画・協働推進アドバイザー会議。今川先生が座長で、外園先生が副座長、そして、海士委員と、国枝委員と、林委員と、弘本委員。このメンバーで高い見地からご助言頂きまして、この指針を作ることが出来ました。

19ページに戻ります。まず、はじめにの下の参画と協働で、生活を楽しく豊かに彩るまち芦屋へ、こういうキャッチ・フレーズの方を市民参画課で考えさせていただいて、これで進めて参りました。何のために苦労して指針を作るかといいますと、参画協働によって普段の生活が楽しく、豊かに、散歩したり、音楽をしたり、遊んだりという彩りのあるNPO活動といいですか、そういう街にしたいので、参画協働をするのだ。という意気込みを決めて進めて参りました。そのときは、まだその最初からざっと申しあげますけれども、芦屋市は、阪神・淡路大震災によって多数のかけがえのない人命を失うとともに、モダニズム文化の香り漂う洋館などに象徴される美しいまち並みの多くが損なわれました。震災からの復興過程では市民と行政が一丸となって、山や川・海に囲まれた緑豊かな優れた住環境の再生、市民による芸術・文化活動の復活、そして魅力的で個性豊かなライフスタイルである「芦屋らしさ」の新たな創造に取り組んできました。そして今、これらは震災後の新たな芦屋の文化として育ちつつあります。このように、歴史ある国際文化住宅都市・芦屋が復興しつつあるのは、市民と行政が協働し、ともに苦労を分かち合うことによって、両者を結ぶ強いきずなが生まれ、さらにそれが今も培われつつあることによるものであると確信します。

また、芦屋のまちを最もよく知る市民が主体となり、市民と行政が連携しまちづくりを進めていくことで、真に豊かで個性的な暮らしやすいまちづくりを進めることができると考えます。このことから、ここに「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を策定しました。この指針

を、現在の市民すべてが共有する新しいまちづくりへの道しるべとして、さらに将来の「芦屋らしさ」を創造し、新たな芦屋の文化を育んでくれるであろう次世代への指標として位置づけるものです。と平成18年2月に策定いたしました。

この文章は、私がさらさらと作った訳ではなくて、これは全部、委員とそれから市民活動団体の言葉を全部ここに入れて、作家の方もいらっしゃいますしですね、それぞれの意見を言葉に並べたのは、市民参画課の方ですけれども、震災の影響の色濃かった状況の中で、芦屋の文化を誇らしく思い、なおかつ、孫の世代たちに至るまで、芦屋らしさを創造して欲しいということで、次世代への指標として意気込みをもって作りました。

20ページに行きます。策定の背景は、平成12年4月の「地方分権一括法」で、国と市は対等だということで進めてまいりました。20ページの下から8行目ですが、まちづくりは、すべての人々に関わる事柄です。これは私たちは公(おおやけ)の領域と呼んできましたが、今、市民と行政が一体となって、新しい公(おおやけ)を創造していくことが求められています。芦屋市で新しい公(おおやけ)という単語は、初めて、この指針のこのページに表し、新しい公(おおやけ)を作っていく。新しい公(こう)とも呼びますが、新しい公(こう)を作るんだという意気込みでやってきました。

21ページ。市民参画・協働の課題ですけれども、課題の柱は全部で5つございます。1番目、市民参画・協働の担い手づくりが求められます。2番目、情報の共有が求められます。22ページに参ります。3番目、参画・協働の拠点となる場が求められます。4番目、市民活動を支援する機能が求められます。5番目、参画・協働を支える仕組みづくりが求められるということです。

23ページに参ります。基本方針ですが、指針策定の目的としましては、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」をめざす芦屋市は、地方公共団体としての独自性と自主性を発揮し、市民の創意と活力にあふれる市民主体のまちづくりを行います。そのため、市民と行政が、ともに考え、ともに取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにした「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を市民参画のもとに策定します。

策定の目的は、短く言えば、このルール。ルール作りと施策の基本的な方向性、これを決めるものであります。市民とはということで、今まで市民の定義は、芦屋市に住民票があるとか、外国人登録がある方だけに限っておりましたけれども、芦屋市内で活動する市民活動団体、NPOや自治会、それからボランティア団体や色んな団体がありますが、他市に住民票がある方、外国人登録がある方にも応援していただきたくて、ここにあります「住む」「働く」「学ぶ」など芦屋市内で活動する個人、社会、地域、課題解決や発展を目的とする市民活動団体(自治会、NPOなど)、事業者(企業、大学など)を「市民」としますと定義いたしました。ここでこう大きく定義することができ、承認されましたお陰で、例えば、神戸市市民でいらっしゃる方も伸び伸びと芦屋市で色んな公益活動にご参加いただけているのが現状です。

街づくりのほうですが、今までハード面を強く、街づくりとして出ていましたけれども、この参画協働の時にまちづくりの中の2行目、仕組みや制度を作る。これを街づくりとここで位置づけることができましたので、この、街づくりの中にソフト面も入れ込めたと考えております。「市民参画・協働」とは、市民同士、及び市民と行政が力を合わせてまちづくりに取り組むことを「市民参画・協働」とします。という風に定義しましたので、言葉の使い

方がある意味，シンプルになりました。

24ページ。市民参画・協働を進める上での原則。自立の原則，2番，対等の原則。3番，相互理解・協力の原則。4番，情報の公開・共有の原則。5番，評価と説明の原則。5つの原則がございます。ある委員と話しをしている会議の中でも，まるで夫婦の原則ではないかというような，ご意見もありまして，5つの原則を決めることが出来ました。

25ページに参ります。市民参画・協働推進の方向性。この25ページからずっとございますものをダイジェスト的に40ページにまとめましたので，25ページ以降の説明につきましては，39ページをお開けください。市民参画・協働推進の指針の見直し資料ですが，参画・協働の推進に向けてで，この「芦屋市市民参画・協働推進の指針」の策定にあたっては，まずなによりも素案の策定作業が参画と協働によるべきであるという認識のもとに取り組みました。取り組みは，平成16年度と17年度の2カ年に及び，16年度には市民公募委員を含む『「芦屋市市民参画・協働推進の指針」検討会議』による検討を開始するとともに，市内の市民活動団体に対する調査を行い，団体の直面する課題や行政との協働にあたっての課題などを把握しました。また，「芦屋市市民参画・協働推進の指針」検討会議においては，よりよい芦屋の将来像，市民の意識や意向，行政の状況などについて，何度も議論を尽くし，市民と行政のきずなをさらに強めてまちづくりに取り組むための方策について検討しました。そして17年度後半には，検討会議によって作成された素案について広く市民からの意見を募り，策定のための参考とさせていただきました。参画と協働を進めるにあたっては，行政が具体的な取り組みを行い，「芦屋らしさ」の創造に向けて，市民とともに歩んでいきます。

次，40ページをお開けください。40ページの現状ですが，これの左側の指針というところは，指針をそのまま入れまして，この表の右側の現状というところは，今の現状を記入しております。市民参画・協働推進の方向性。市民参画・協働にあたっては，行政は芦屋のまちにふさわしい参画と協働を推進するため，以下のことについて取り組みます。ずっと取り組みを平成18年の2月の策定に取り組んで参りましたが，指針の「芦屋市市民参画・協働推進の指針」をはじめ，参画・協働に関わる情報を多様な手段で発信します。というこの参画・協働への意識と意欲を高める部分の ですが，現状は，これは，市ホームページとあしや市民活動センターのホームページから発信しておりますし，これ以外にも，機関紙も発行しております。広報紙にも今まで，たびたび載せておりますので，達成できていると考えております。生涯学習・学校教育などにおいて，まちづくりや市民参画・協働に関わる内容を充実します。この部分の現状としましては，生涯学習課の出前講座にも登録しておりますし，ここに書いておりませんが，学校のほうでも色んな取り組みをしていただいていると聞いております。参画・協働に関する研修の実施，実践活動の推薦などにより，行政にたずさわる一人ひとりのまちづくりに対する意欲，知識・技能および実践力を高めます。これは，あしや市民活動センターを中心に市民には，ティータイト交流会や講座，あしや市民フェスタ，で市民参画課の方は，市職員向けに参画・協働に関する研修を実施していますので，出来ていると考えています。

次に2番(2)，多様な市民参画の手法を整備します。指針では，市の政策案などの策定過程において企画段階から市民への説明を行うとともに，市民意見の提出手続きに関する制度を整備します。ということで，40ページから41ページにかけまして現状は，「芦屋市市民参画

及び協働の推進に関する条例」(パブリックコメント)第11条より整備しました。と条例の方で整備ができております。ただ、非常にパブリックコメントを使うことがほとんどで、パブリックコメントは100%達成できてますけれども、意見交換会やワークショップの回数が非常に少ない状況です。、市の審議会・委員会など附属機関等における委員の市民公募などを積極的に行います。これは、努力規定なんですけれども、「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」(審議会等)第8条により整備を行い、市民の公募が進んでおります。、ワークショップ、地区ごとの協議会など、多様な市民参画の手法を開発・実施します。これはですね、ワークショップは以前、「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」(ワークショップ)第10条に整備される前から行われたりはしてたのですが、この条例ができてからは、行われたことが非常に少ない状況になっております。、市民による課題の提起や政策提案を行政として受け止めるための制度を整備します。これは、条例の(市民提案)第9条により整備しましたが、一件の市民提案も今のところ来ておりません。

次、(3)市民活動を高めるための環境を整備します。指針では、まちづくりに関する情報の収集と発信、リーダー、コーディネーターなど人材の育成、研修や会議の場の提供など、市民活動を活性化する中間支援機能を強化します。この現状は、あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例を制定し、(特定非営利活動法人)あしやNPOセンターが指定管理者として管理運営を行い、中間支援センターとしてNPO専門相談やリーダー、コーディネーターなどの人材の育成講座、ティータイム交流会での研修会、また、業務委託ですが、市内中間支援団体交流会において団体と団体をつなぐ交流をただいま行っておりますので、出来ていると考えております。42ページに参ります。指針では、上記の機能を備えるとともに、地縁団体、NPO、ボランティアグループ、行政などまちづくりに関わる主体が互いに交流し連携を深めるための場の整備を図ります。ということで、現状では、あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例による場の整備を行い、指定管理者による管理運営を行っているということで、場の整備の方はできていると考えております。

(4)市民参画・協働に関わる仕組みを整備します。指針の、この指針をもとに市民参画・協働の具体的方針と内容を定め、その推進を行うための仕組み、この仕組みは制度と組織体系を指しておりますが、それを整備しますということで、条例を制定し、仕組みづくりを行えたと、条例第17条の推進計画ということで、計画の方も推進できていると考えております。2番、市民参画・協働に関わる事業の進行管理と評価を定期的に行うための仕組みを整備します。これは、現状は、この参画の条例のところの皆様方、この芦屋市市民参画協働推進会議への諮問第18条により整備できていると考えております。諮問を行わなくても今回のような推進会議を行うことによって、定期的に評価も頂き、推進の状況もチェック、推進管理も出来ていると考えておりますので、現在、この会議がこの役割を担っていると市の方で考えております。3番、市民活動に関わる補助金など、市民参画・協働を進めるための施策を見直し、再構築します。この指針の中で、実施できなかったのは、このだけで、少ない補助金で、長年、市に協力し、充実した市民活動を行っていただいているので、見直しと再構築はしないことの決定を早々にしております。補助金の団体も全部洗い出しもさせていただきましたけれども、金額が非常に低い中で、皆様のご協力をいただいているという実態がよくわかりましたので、見直しをしないというふうに決めております。指針の説明はざっと以上です。委員長よろしくお願ひ致します。

今川委員長 ご説明ありがとうございます。今、お伺いした点で、ご意見、ご説明ございましたら、ご自由に、結構ですので、よろしくお願い致します。

福島課長 すぐには、話しにくいかと思imasuので、導入部分としましてですね、市民参画課のほうには、自治会の会長から、自治会もひとつのNPOではあるけれども、自治会という単位で自治会によるんだらうけども、ご自分の自治会は後継者育成が進んでいないと、ご自身がずっと会長をしているけれども、交代して欲しいのになかなか頼んでも逃げられてしまうと、この自分の自治会の後継者育成をどうしたらいいのでしょうか？ということがございまして、自治会は80自治会が自治会連合会を構成しているんですけども、自治会連合会の事務局も市民参画課で行っておりまして、自治会としましては後継者育成、人材育成が大きな課題になっております。ただ、自治会によりましては、どんどん、次の後継者や人材育成が進んでいる自治会もありまして、地域差が激しいというのが実情です。NPOの方々はどんどんされているようであっても、NPOによっては、後継者育成が育っていないと、最初にNPOを作ったメンバーがそのまま年をとってしまったというようにおしゃっているNPOもございまして、この人材育成、後継者育成は、ただいま市民参画課に届いております課題と聞いております。

今川委員長 ありがとうございます。自治会の比率的にはどれくらいですか？後継者に悩んでいる自治会というのは？

福島課長 悩んでいるところは数えられる状況ですね。

今川委員長 数えられるくらいですか。

福島課長 なぜなら、自治会を構成するのは、自治会だけではなくて、そこには、たくさん班があって、自治会の中に老人会、子ども会が部会としてついているとこと、自治会だけのところがありますけれども、組織ですので、単一組織ではない。とすると、第1班から今、ずっと長年苦労されてたら、第5班から出てもらいましょうとか、そういう選択肢があるものですから、自治会の中でも硬直化しているところは、そういう組織が機能していないところに限られる現状ですから、数的には少ないです。

今川委員長 日本全国で後継者不足で悩んでいるのは大体、一般的ですけど。ただ、芦屋は人口が減少している地区があるわけではないですし、人材としてはたくさんいらっしゃると思うのですが。やろうとする人がいないということですよ、

山村委員 まちとして古くなっているところはいっぱいある。町としてね。

今川委員長 あるんですかね？

山村委員 若い人が入ってくる町と、年寄りだけの町というのがありますからね。こういう年寄

りだけの町というのは、なかなかそういう風にぐるぐる発展していかない。

菅沼委員 例えばですが、50代、40代の方が自治会活動に関心があったとします。その場合、高齢の方とのパイプ役として非常に重要になってくるのではないかと思います。こうした年代は情報の受・発信にコンピュータを日常的に活用しているので、そういうもので、活動の中に溶け込みたいという気持ちもあると思います。ただ、70歳以上の方の中には、なかなかそういう機会に習熟していない方が多くいらっしゃいます。そうした環境では、その端境期の60代くらいの方が、そのつなぎ役として、コンピュータの技術とともにファックスや電話などを含めた、高齢の方への気遣いとか、配慮などとても手が掛かって大変ですがコミュニケーションとして求められているのではないかと思います。コンピュータに習熟している人が、ただそれだけで突っ走るとというのは、情報発信に慣れない方には戸惑いを生じるのではないかと思います。ただ、これからは多少なりともこうした配慮や気遣いをしながら新しく進化させ活性化していくことが、橋渡しという人材には大切なのではないかと感じます。

福島課長 確かにそうですね。現会長が退きたいので、お宅の自治会で、育成が進んでいないという話しをお伺いしたのですけれども、どうですかねと、その自治会の副会長さんに聞いたことがあるのですけれども、自分たちの世代は、他薦。他から推薦されて初めて自治会長になると考えている。だから、自薦に、非常に抵抗がある。自分から自治会長に名乗り出るといって抵抗感はずいぶん。だから、その他薦の世代と公募しようとか、立候補してみんなで選ぼうという世代が、ある程度、年代的に分かれている。立候補なり順番にこうやっていくということがなかなか受け入れられない地域で世代交代や人材育成が育っていない。そんな風に聞きました。

菅沼委員 世代交代は大変難しいことですが、例えば、高齢の自治会長さんが長年やってこられて、若い方につなぎたいという気持ちがあっても、若い方がやりたいという気持ちがあるかどうかわかりませんね。そうした場合、その間にはいった方が長年やっている方たちの経験などに配慮しながら、また、40代、30代の若い方にも自分たちの住んでいる地域に多少なりとも関心をもってもらうよう、両方をつなぐ役として非常に重要なポジションになると思います。ただ、そういう方は、色々な活動をされています。それに加えて地域の中の要になるという大変難しいかもしれませんが、そういう人材が、多様な世代をつなぐ役として大事ではないかと思います。情報の受・発信を主にコンピュータでしている人にとっては、手間が掛かって難しいかもしれません。けれども、そういうことも地域の中で必要になってきていることを、活動の中で少しずつ理解を深めていただけたらと思います。

瀬尾委員 少し思ったんですけど、私が住んでいるところは、約30年しか町ができてからたっていないわけですね。それぞれ来たときは、まだ結構、若い方が多かった。地域の特性として、小学校、中学校が、同じだったよという住民が比較的少ない地域だと思うんですね。今、団塊の世代という年代の方がどんどん地域に戻ってきているわけですね。多くの場合、その戻ってきた方たちが、会社での人間関係はあるけれども、地域での人間関係が築けてない方がありますでしょう。まだまだ体は元気だし、色々考えたり、理論構築なんかは企業で30年、40年勤めて出来る方たちをいかに上手に掘り起こして、地域の世話役というのを担っていただく

か、やはり地域の世話役をやりますと、必然的に友達、仲間関係が出来てきますよね。やはりすることがダイナミックだと思うのです。まだ、気力、体力がいっぱい残っているから。私が仲良くしている方、芦屋で古い町でも自治会長になったときが、67か8だったと思うのですが、その町内の方から若い人になってもらって町が活性化したと、60代後半で若い人だといわれる。というのは、それだけギャップがあるわけですよね。要するに古くからやってきた方には。

山村委員 要するにその地域で古くから住んでても、そのときは全く新人なんですよ。その地域になじんでないから。新人がその地域をまとめようと思ったら、それだけギャップが出てくると、僕は思う。

瀬尾委員 なんかそれと高齢になりすぎたという表現は変なのですが、その方は、自分も高齢期におられますのでわかるのですが、いろんなことが面倒くさくなってくるんじゃないかな。自治会活動を一生懸命しなくちゃという気持ちはあるんだけど、なんか面倒くさくなってくるのが、ひょっとしたらその人に用意されている花道じゃないかな、そのときにさっと花道をとんとんと引きこめば名誉会長で、終わるのに、それを見逃したために、なんか言われなくちゃいけないというのは、お気の毒だなと。団塊の世代が地域に戻ってくるときがチャンスじゃないかな。

山村委員 でもなかなか溶け込めない、新人だから。悲しいかな。

瀬尾委員 生まれたときからそこにいても、会社に勤めてて昼間いないことが多かった。そこはうまくいっているみたいですけどね。新しい会長さんが率先してまちのお掃除とか、電球が街灯が切れてたら、市にお願いしてすぐに換えていただく。市が管理しているところとかあるのですか？街灯って？なんかそういうことでダイナミックに動いたら色んな人がついてきてくれたということで。この間、市民フェスタで発表されてましたけど。できたらそういう人たちをいかに上手に地域活動に誘い込んで持てる力を発揮していただくかということかなと思いますけれども。

福島課長 この指針を作るときに、芦屋の歴史とか、色々そういうこと全部、調べさせていただいて芦屋市は、昔から美化活動、要するに、町中のお掃除ですね。それは女性方、ご夫人方中心に非常に活発な町で、町は自分たちの手できれいにしようということで、代々やってきたという歴史がございました。それで、この指針の検討会議でそういうお話をさせていただいたり、別に意見交換会をしたりして参りまして、そのときは、ご自分の家の前の道路は先祖が作って、木もご先祖が町中植えて、土地も寄付して、代々草むしりも家族でやってきましたということで、江戸時代からやって参りましたが、それが、あなたのいう参画協働ですか？という風におっしゃられまして、そういうふうには歴史ある町の方々もいらっしゃる。一方で今、瀬尾委員さんがおっしゃったように、町づくりが始まって一斉に入居して30年たったと、今、その地域、要するに会社を退職して、地域に帰ってこられたときにその交流は楽しいんだよということがわかっていただけたら、交流する市民活動であるとか、NPO活動にご参加いただけますし、

企業で培ったノウハウはいかなくご提供いただけている。集会所のその運営の事例をあげますと、海外で活躍されて、定年退職になって芦屋のご自分の家に戻ってきて、集会所の会長をされている方から、外国の事例を挙げて色々、お知恵をいただきましたし、そういうその意思形成の方法のよさと、最初、アメリカの事例とよくおしゃってましたけど、半年なりたつうちに、日本の合意形成のよさも十分認識されて、その両方のいいところとかいう話もいただけるようになってまいりましたから、こういう風に、市民活動に皆様が楽しいなと思っていただける仕組み、自治会の会長をひきうけたら、交流できて楽しいんだとか、色々町が変わるんだとか、そういう達成できるものを明示していかないと、ただ単にその自治会の会長は非常に苦痛でしんどくて、あの用事ばかり多ければ、引き手はなくなるので、自治会連合会では、ちゃんと表彰する仕組みを作って、ちゃんと市長にも出ていただいて、常々、毎年1回表彰して、みんなでたえようというのをやってまして、NPOのほうでは、その表彰の仕組みがまだ出来上がっていないと、だから、そういう風にちゃんとほめて、みんなで楽しく、参画や協働をしていただきたいなと思っています。

今川委員長 行政との関係の見直しというのは、やる事はあるのですか。自治会負担というのは行政との関係で膨らんで、息苦しくなっているというのが。芦屋は知りませんが、一般的な傾向で、行政と自治会との関係の見直しをしようかというところもあるんですけども、見直しということは結局、行政がかかえるか、もしくはNPOでできることであれば、NPOの役割ということで、整理していくとなると、自治会とNPOの連携の促進に結びつくと思います。自治会における連携だと、神戸の月見山連自治会とか色々活性化している話も、負担が多すぎてそれが身動きとれなくなっているということであれば、そういうひとつひとつ整理、見直ししていく必要があるかなと思いますけどね。もちろんね、楽しいことがいっぱいあるのが一番いいことではあるんですけどね。

福島課長 あの、自治会連合会のほうは、市民参画課が事務局をしておりますので、その事務局という面では、市のほうがただいまやっている状況ですけども、自治会のそれぞれ会長さんがおっしゃるのは、各課からいろんなお願いごととなり、お知らせなり、これを配ってくださりなり、それを全部、無償でやってるけれども、それでかまわないけれども、非常に多いと。だから、それを何とかもうちょっとどうにかする方法はないのかというお声は頂戴しております。それを市によっては、全部有償にしているところもありますが、芦屋市のほうは、有償にして欲しいという動きは、自治会連合会にはございません。地域の方に貢献しているという皆さん誇りをもっていらしゃって、それは構わないんだけど、このお願いごとや回数の多さということはおっしゃってる。簡素化ということになりますと、全員がメールしていただければ、メールでお送りするのですが、それはやはり世代的なギャップが大きすぎて、まだ全部、80自治会メール登録している状況にはいたっていない。その議論は、自治会連合会でしたんですけども、どうしてもメールで全部つなぎたいという自治会長とそれは絶対いやな自治会長と、溝が埋まっておりませんで、事務局としては、ちょっとまだ時期尚早ではないか。ただ、あしや市民活動センターのホームページの中に自治会連合会のページはすでに作っておりまして、自治会連合会の足並みが揃いませんので、ブロックしている。見えない状況で隠しております。ホームページを作っている自治会はございますから、その自治会はあしや市民活動センターの

自治会のページにリンクしたりお知らせをアップしているので、自治会の情報は全部ホームページ上に二日にいっぺん、ないしは、三日にいっぺんで全部アップできる状況にはなっております。だからそういう面では、そのいろんな研修会や講習会をして十分にすでに作った市のほうで作りました仕組みをご活用いただきたいと、広報紙だけでは紙面が限られておりますので、もっとホームページのご活用なり、ちらしも一緒にあしや市民活動センターのご指導いただいて自治会分ちらしを作ったりしていますから、それをアップするという形でPRのほうもしております。

今川委員長 ホームページの作成支援などだして、ホームページは自治会が自主的に立ち上げてきたところだけ立ち上がっている？

福島課長 ホームページは、自治会で会長さんが非常に詳しくホームページを立ち上げたことがあります。その方が、PRしたいということで、あしや市民活動センターの方にリンクしていただくことは可能です。はお知らせしておりますし、実は、自治会連合会のページはご用意していますという話しはさせていただいています。

今川委員長 岡山市が、5、6年前から全自治会にホームページの作成支援をしたんです。一応、全自治会立ち上がっているのですが、元気のいいところはずっと継続しているのですが、何も元気がないところはほとんど更新されていない状況ですね。確認すると。なんか支援します。技術的に支援しますということであれば、もう少し立ち上がってるところも出てくるのかなという気もしないではないですが。

福島課長 自治会連合会でも立ち上げようとしたんですけども、次の記事を書く、最初は事務局が全部作っても、次の記事を書く三役なり、理事なり、皆さん負担だということであり、ずっと今の会長の顔が残って、そのまま同じ記事で更新されないと恥ずかしいということで、取りやめというか、提案が却下されました。

今川委員長 技術的支援をすると、行政ではなくて、NPOと自治会との接点として、ひとつの風穴がそこにあくのかなと思ったり、ホームページ立ち上げ自身をNPOがして、自治会と一緒にやっていく。ホームページが立ち上がると大体、活性化していくとリンク張っていきますから、そこからネットワークが広がっていく可能性がありますし、そこから楽しく発展していけるかなという気もするんですけどね。

福島課長 講座や研修会をして慣れていただいて、モデル的にやってみるかですね。

瀬尾委員 ちょっとだけね。ちょっと話がずれるかもしれないんですけども、色んな市民の方でね、高齢期に差し掛かっている方で、芦屋川カレッジってすごく活動的で、なんか絆も深いし、色んな能力がすごくあがるらしいですね、わたしは入ってないので、知らないですけど、その芦屋川カレッジにいわゆる市民参画というか、そういうことをつなげていくという考え方は難しいものなのではないでしょうか？なんか芦屋川カレッジっていう話はすごくよく聞んですけど。

福島課長 芦屋川カレッジのノウハウのほうを連携するためにそのあしや市民活動センターの今、受け手でありますあしやNPOセンターの理事に芦屋川カレッジから一人お入りいただきておりまして、それはやはり連携先をいろいろはかる中で、大きな柱と考えておりますので、今後、非常に期待しているところです。

瀬尾委員 あの、本当なんか、すごく活動的で、前向きで、向上心もあるし、それから地域の役に立ちたいと思っていらっしゃる方がたくさんいらしゃるとよく聞くのですが、

山村委員 どうか。芦屋川カレッジ、よう聞きますけど、みんなグループグループで活動してはりますから、だから卒業年度でみなそれぞれOB会を作って、それぞれがそれぞれの活動をしているから、どうだろうか？

瀬尾委員 私が入っているボランティアグループのね、主力は、芦屋川カレッジに通ったとか、もう卒業して何期でどうこうという方がすごくダイナミックにボランティアをしていただいて。組織運営は、その方たちにおんぶにだっこしている部分が非常にあるんですよ。だから、すごいな。と思って、お話は。

海士事務局 すごい人ばかりがそちらに入ってきたということでしょう。

焦委員 全然わからないんですけど、芦屋川カレッジ、芦屋大学のOBのグループですか？

山村委員 芦屋川カレッジとって毎年毎年、60歳以上か。65歳以上かな。そのお年寄りの方を募集して1年間いろんなことをずっと勉強する会。

焦委員 市民大学ですね？

山村委員 はい。ものすごく申込者が多いです。なかなか入れない。本当に何年か待ってから入って感じでやって、1年ごとに卒業されていくんですね。その1年ごとに卒業された方がそれぞれがOB会というか、それぞれがそれぞれの活動をされている。だからどこそこへ行ってやってはりますわ。写真会をやったりとか。

焦委員 ほとんど定年後の方なんですね。

山村委員 芦屋川カレッジのOB会全部がまとまったの、言うたら自治会連合みたいなもの、OB連合があるかどうかは知らないですけども。

海士事務局 あります。

山村委員 あるんですかね。

海士事務局 学友会ってというのがあって、その会長さんにうちの理事になっていただいています。

山村委員 その中で、全部で各OBをまとめてはるのかどうかは、わかりません。

海士事務局 おしゃるようにそれぞれの年のグループを作られて、ご自分たちが楽しんでおられますので、ネットワークとして横にみんなで何かっていうところの意識的なものはまだちょっと。

山村委員 難しいんでしょうね。

海士事務局 まとめるのは学友会という全体の事務局的なものはあります。

山村委員 それはたくさんあります。本当に。

瀬尾委員 グループによって温度差があるんでしょうね

山村委員 でしょうね。それぞれが勝手な活動をしてはるから。

菅沼委員 自分自身の生活を豊かにしようとする学習や講座の受講などが主となっているようですので、なかなか難しいと思いますが、年に2回、あるいは1回で修了し、現在は26期か27期だったと思います。卒業生を考えると、大変多くの中高年者が輩出されていますね。そうした人たちの中で、地域で社会貢献といったらおかしいですが、そういう活動に少しでも意欲や関心のある方がいらっしゃれば、先ほど云われたように、活発に活動されるようになるかもしれません。ただ、生活上の教養や豊かさを求めて受講されていますので、どれくらいの人たちが地域に何かをするというお考えをもっているかということですね。

柳瀬委員 あれに対して芦屋市の予算はどれぐらい、年間出しているのですか？

竹内部長 わかりません。

柳瀬委員 え？

竹内部長 わかりません。教育委員会の所管です。

福島課長 調べてまた、お知らせいたします。

柳瀬委員 だから、予算がなかったら、そういうあれは出来ないですよ。場所といい、講師に対する謝礼というか。

福島課長 市民センターで募集して、市民センターで芦屋川カレッジをされてて、卒業した後は、

ご自分たちで芦屋川カレッジ何期とかグループを作ってね、活動されている。あしや市民活動センターもご利用されていますし、そういう交流の場ということであれば、市民センターでも、課題を解決するんだったら、あしや市民活動センターも使えるし、地区集会所もごさいますので、活動の場はたくさんご提供しております。

柳瀬委員 だけどね、あれに対するね、1年間、その学習期間があるわけでしょ。それに対するやっぱり予算付けがないとできないでしょう。

福島課長 学習の後が自立が原則ですから、ご自分たちで参加料を集めて地区集会所でやっていることとか、県民交流広場でやっているのもすべてそうですけれども、一定の期間終わりますと、ご自分たちで参加料なりを集めて、活動を継続する。そういう支援の方法をとっています。

山村委員 カレッジ自身も要するに入学金を払って、運営されているわけですから、芦屋市の予算はほとんどゼロだと私は思います。

柳瀬委員 自分らの自己負担でやっているわけ。

海士事務局 公民館でやる場合には、人件費はいると思いますよ。

山村委員 人件費は、あるかもしれんけど。

福島課長 公民館事業。

海士事務局 ちなみに公民館事業としての予算はたぶんあると思います。

今川委員長 社会貢献への向かっていく卒業生というか、集団もいるんですよね。ゼロではない。ゼロなんですか？

福島課長 芦屋川カレッジのいくつかの卒業生は、芦屋川カレッジ何期とかいう名前を作って、NPOを作られてて、この指針を作るときに事細かに書いてきてくれたところのひとつでもありまして、この指針の基盤の中にたくさん散りばめさせていただいたと。で、ご自分たちのその活動プラス地域貢献なり社会貢献をされてるグループはいくつかはあります。全部ではないですね。一部という状況だと思えます。

今川委員長 何かそういうグループには、賞という話が出ましたんで、賞とかでるとまた。少しは輪が広がっていくのかなと思ったり。あるいは少し活動発信したり、どこかの方がしていくと。少し気持ちが高揚したりするのではないかという気もしますけど。

福島課長 ノウハウはお持ちかもしれせんから、人材育成のプレゼン大会とかやったら、すごいものを持ってはるのではないかと思います。あしや市民活動センターでマッチング大会をや

ったときも、すごい盛り上がりでボランティアが欲しいところと、ボランティアしたいところのプレゼンの大会をしたんですけれども、すごい盛り上がりがありまして、すぐマッチングできた事例もあるという風にも聞いておりますんでね、やっぱり、そういう発表の場であるとか、出会いの場が必要ではないかなと思っています。

菅沼委員 これからは地域も日本全体にもいえることですが、ますます高齢化していきます。学習の場に20何期という人たちが輩出されて、ご自分たちも高齢になっていきます。地域や人に目を向けてもらえるような講座を入れることはできないものかと感じます。卒業が近くなる頃に、私たちが住む地域にも社会貢献や地域貢献が必要かなという、小さな気づきを感じられる授業を入れてほしいと思います。20何期の中には、多様な人材がいらっしやると思いますが、学習だけで、いい講座だったで終わってしまうのは、非常にもったいないですね。少しでも地域をよくしたいと思わせる講座が入るといいのですけれど、意識改革ではなくほんの少しの気づきみたいな、自分たちが住んでいる地域にこういうところが必要かもしれないと感じられるような講座があるとよいですね。今川先生みたいな方が講座で、ぜひ。

柳瀬委員 社会貢献学ですな。

焦委員 結構、そういうご自身の市民大学の卒業生の知り合いがいるのですが、やっぱり同じようにそういうつながりを通して、男ばかりなんですけど、自分たちが子守、今まで全然やってこなかったのですが、これからそういうボランティアをやっていくというのは、例えば、女性のセミナーとかそういう場合には、子連れでもOKにして、その男性、定年後の男性たちはその子守役。そのために自分たちは勉強して、子供にいろんな歌を教えたり、折り紙を教えたりという勉強をしたりとか。そういう話を聞きましたので、みんな意欲がある方は結構多いんですね。ただ、気力がないだけで。

菅沼委員 あくまでも個人の自発的な行動が重要なので難しいかもしれませんが、多少なりとも講座の中に取り入れていただくことができればと思います。芦屋川カレッジに市民参画課が口を出すことはできないかもしれませんが、パイプ役として連携していただき、地域の中で意欲ある中高年の方たちが、ただそこに住んでいるだけでは惜しい気がします。

山村委員 個人的にはいいなという賛同を得られるかもしれませんが、さっき僕が言ったように団体として、じゃこっちの参画のほうに要するにヘルプという手を差し伸べたときに、彼らは積極的に来るかどうかということに僕は、むちゃくちゃ疑問視します。

海士事務局 一回だけ、ボランティアについてのお話を一コマ行かせてもらったんですね。それ自体、山村委員がおっしゃったように個人的にはね、響いていただいたと思うのですが、だからグループでということらへんまでは、ちょっと、残念ながらいえません。

菅沼委員 NPOの講座を受けた方にお話を聞く機会がありましたが、NPOはこれから必要だという話ではなく、NPOは難しいという印象で帰られたということでした。講師の方に注文

はできませんが、地域の中でNPOやボランティアの存在がますます重要になってきたという
気づきを感じられるような講座を授業に取り入れてほしいですね。芦屋市の人口9万5千人の
中で、26期の卒業生というのは、とても膨大な割合を占めていると思うんですね。その中で、
1,000人のうち1%でも、そうなのかという理解を深められるような授業が後半にあれば
と思います。NPOの全体を理解することは難しいと思いますが、地域の中で社会の中で求め
られているということを知っていただければと思います。

今川委員長 全体の同窓会というものはあるのですか？いや、各期の報告会でもしちゃうとお互い
に気づくことが出てくるかなと。

海士事務局 あんまり、アクティブなものはないですね。

今川委員長 あ、そうですか。

瀬尾委員 なんか私が入ってるボランティアグループは、本当に芦屋川カレッジの卒業生が多い
んですよ。女性もいらっしゃいますが、男性もすごくよくいらっしゃるんですよ。そしたらね、
その方たちの奥様がね、すごく喜びはるの。家でずーと退職した後の亭主がいるとね、不自由
になるけどね、いそいそ出かけて行って、小学校のテニススクールでね、今のお母さんたちち
ゃんと躡してないような子供に、おじいちゃん的な年齢の方がね、こういうときは、こういう
風にご挨拶するんだよとか言ってね、とか、ほんと、うちのグループはカレッジ卒業生が多い
んですよ。芦屋だけじゃなくて、県の規模のもあるのですか？シルバーカレッジが？

海士事務局 神戸市はありますね。県は、いなみのとかにありますね。結構、色んなところであり
ます。

瀬尾委員 そこにまで足を伸ばして活動している方もいらっしゃるのですか？

海士事務局 多いですね。今、やっぱり。高齢者対象で、シルバーカレッジとかシニアカレッジと
か、色んな名前で、老人大学とかそのままの名前もあるんですけど。たくさん色んなところに
ありますね。そこをはしごされる方もいらっしゃいますし。

瀬尾委員 そうですね、あんた何期やなって言ってね。

海士事務局 県のはどなたでも行っていいということなんですけど、やっぱり高齢者が多いですね。
それは県がやっているんですが。結構ありますよ、たくさん。

瀬尾委員 カレッジの方はみんなね、そういう社会貢献とかボランティアに前向きな方だと思い
込んでました。

今川委員長 いろんなお話いただきましたので、ただ、今日、3時20分と限られているんです。

この部屋は、後の会議で使用ということですので、また後で、意見交換するということにしまして、最初にご報告をいただいてからたぶん、今の話に多少かかることがらも多くなると思いますけれど、ご報告いただいてからまた、検討会を進めていければと思いますので、それでは非常に熱心に活動されていますあしや市民活動センターの方からお願いできますでしょうか？

海土事務局 15, 16ページをお開けいただけますか？あしや市民活動センターの利用実績が15ページが平成21年度で、16ページが平成22年度となっています。平成22年度は4月から指定管理に変わりました、今回11月までの利用実績を挙げています。4月から部屋が有料になりました、ここにも書いております。21年度のことは、すでにご報告させていただいたかと思いますが、途中でさせていただいたかと思いますが、開所したのは、そうですね、開所したところではないのですが、だんだん徐々に落ち着いてきたといいますかね、人数とかもまあまあ推移している。指定管理になりましてからも、あの、部屋の利用、もう少し稼働率を実は、上げたいところなんです、フリースペースってありまして、困っていないので、お金は取れないというところなんです、そこに印刷機とか紙置きがありまして、その利用がやはり多いですね、印刷をしながらしますということで、長い間の会議は部屋でしてくださいという風に申し上げているのですが、そこが無料であることと、すぐに印刷とかしてる流れの中にいるので、どうしてもフリースペースの利用がすごく多いことになっています。中には、印刷機を使うだけけれど、ちゃんと部屋を押さえた団体もあるんですけども、ただで、割と広々としていますので、真ん中のスペースのところ利用されています。私たちから思ったほど、利用者から考えていた稼働率よりは低い状態ですね。少し今考えているのが、相談ですね、本来、あしや市民活動センターはNPO設立相談であるとか、運営相談であるとか、NPO法人格をもたない団体であっても、ご相談に乗ったり、団体に対してあるいは、団体を作りたい人に対してのご相談っていうか対応をしているのですが、その相談が正直伸びないという形になっています。数的にいいますとね、実はひとつの相談受けますと長い間かかりまして、設立までも時間的には長く丁寧にすごく件数にしたら1件であっても、関わる回数ですとか、頻度ですとかは多いんですけど、なかなかこの相談には反映していないですね。それと、まだまだ、あしや市民活動センターの存在自体、どんなことをするところかよく聞かれますので、例えば、なんか書類を送って会長さんが変わられましたら、連絡は下されるんですけど、ここは何をするところですかというのが、お電話いただいたときの開口一番そういわれるので、こういうところですかというのがなかなかまだ浸透していないところですね。後は、来年度、といいますが、今年度末から1月からですね、相談をもう少し皆さんにさせていただきまして、こんな相談できますということをもっとオープンに公開というかコールするということをそれに対応する人材の育成であったり、専門的な分野の確認とかとりまして、なるべくたくさんの方に相談にきていただきたいと、定例の相談日を設けようと思っていますので、当面は、相談機能を伸ばしていきたいと思います。後、補足を事務局の藤原からお願いします。

藤原事務局 今もお話にあったように、16ページのほうなんですけれども、おおざっぱに説明させていただくと、指定管理になって部屋の有料化とか、先ほどからお話に出てた芦屋川カレッジという基本的に公民館活動で、公民館をベースに活動されていたのですが、昨年度工事をし

ていたために、わたしどものあしや市民活動センターの利用がちょっと伸びたんですね。その一昨年度と比べて。それで、今年は、有料になった上に公民館も元に戻ったので、利用者が落ちるかなと思ってたんですけども、あまり去年とこの現状においては、遜色なく伸びているという、あの同じぐらいの数字が出ています。というのも、芦屋川カレッジの方が比較的多く今年も利用して下さってるということもあって、そのようなことになっているので、開館に関してのハード面に関しては、そのように去年とそれほど変わらないというふうになっているので、これぐらいが最低限のレベルなのかなというふうに思っています。後2点なのですが、ソフト面、あしや市民活動センターはセンター開館業務とともに事業も行っておりまして、まずその今まで終わった事業としましては、本年度終わった事業としては、7月に子供向けのお金のリテラシー、知識を上げる講座を日本フィナンシャルプランナー協会というNPO法人があります。全国組織なんですけれど。あしや市民活動センターの職員の中でFPの資格を持っているものがおりまして、そこのNPO団体との共同という形で子供向けに、夏休みの宿題にでもなれば良いと思って、開催したところ、普段あまりこない年代のお子さんとかお母さんとかが来て下さって、非常に好評を博しました。10月には、里山交流ということで、去年も同じことをやったのですが、兵庫県内の限界集落という言葉はあまり使っちゃよくないか。小規模集落ですね。人口が打ちどまりになっている集落の方を招いて、芦屋市の方で例えば、ちょっと農業をやってみたいという方のイベント交流会を催しました。好評を博しまして、その後、向こうに行ったり来たりということにつながって、小規模ながらの交流を手助けするような形になっています。それと、11月には、芦屋市民フェスタというものを開催しまして、今回3回目だったんですけども、場所を大きく変えまして、新しく呉川町の方に出来ました芦屋市保健福祉センターという場所を利用して行いました。これも数字だけを言えば、今までにも増して多人数になりまして、新しい施設ということもあり、いろいろ苦労することもあったのですが、おおむね、評価していただけるような結果になりました。その中で中間支援交流会というのも行いまして、これは、参画課の事業であしや市民活動センターとして受けている事業の1つなんですけど、2年前のフェスタのときに今川先生にお話をいただいたと思うんですけども、それを発展というか継続させた形で市内の中間支援団体といわれるものや、自治会の方々に集まっていたいて、色々討議してもらおうという場を設けました。これも7月にも1回、夏場にもこういう交流会を行っておりまして、今度は、1月の22日に交流会を行う予定にしております、やはり横のつながりがなかったという前提で出来たあしや市民活動センターだったんで、色々な方が知り合う場、色んな立場ではお知り合いなんですけれど、違う立場では知り合いじゃないという、こう小さい町なんですけど、複雑な人間関係になっておりまして、そういう部分を支援できる交流会ができればということで、継続して行っており、参加される方も徐々に増えております。これ以後の事業なんですけれども、1月の中間支援の交流会というのを行います。2月、3月頃には、そのNPO団体や市民活動団体向けの助成金講座、それと、先ほど出ました、フィナンシャルプランナーのセミナーで、夏に行ったのは、子供向けだったんですけども、今度は、成年後見という高齢者の今後の話しということもフィナンシャルプランナーの中では1つの重要な課題ということでして、その人生設計、生活設計の分も、少し年配の方に焦点を当てた講座をティータイム交流会として行う予定をしています。おおまかには、今までの話し、これからの話しは、このような事業を行うようにしております。

今川委員長 ありがとうございます。何かご質問やご意見等、ございましたらお願いします。登録団体数は徐々に増えているというふうに考えていいのですか？毎月何件かは？

藤原事務局 そうですね。これが難しいところで、登録をすれども活動はせずという団体は同時に増えてきて、ここの段階では増えているんですけども、いざ、例えば、交流会の話しをさせていただきましたが、全般的に登録団体に呼びかけるのですが、宛先知らずとか、そういう団体も同時に非常に多くなっています。そういうことで、純増というよりは、大体一定のレベル250～60ぐらいのところ、増減して、こちら定期的に名簿を手入れしている状況になっています。

今川委員長 相談でNPO関係以外のその他が結構多いのですが、内容ってどんなご相談があるんですか？

海士事務局 一番多いのが、個人のボランティア活動をしたいということですね。

藤原事務局 そうですね。相談の項目の立て方があまりよくなかったかもしれないですけども、要は、運営上の問題とかっていうもので、例えば、こういうところと連携をとりたいとかっていう話しになったときに、そういうコミュニティー、仲間を増やしたいとかっていうものに関しては、その他のほうに入っておりますので、そういうものとかも、ほんとに雑多な感じで申し訳ないですが。

海士事務局 行政相談もいくつかはあります。それはあんまり公に出来ないの、数は、その他のところにいれてしまって、内容的には公開できない。

福島課長 市役所の各課であった課長や部長級が相談に行ったり、非公開ということで。

今川委員長 でも、ボランティア活動をしたいとか、ネットワークの輪を広げたいという相談、あの、これを多いとか少ないとかは難しいのですが、着実に増えているのではないですか。数字的にみると。

海士事務局 わりと市役所にお電話されてこちらの方についてということで、ご紹介みたいなものが非常に多いです。だから市民の皆様は、まず市役所に行かれる方がすごく多くて、市役所で聞いてきましたという方が大半ですね。だから私たちは、行政と連携をとっているのかなと思っています。

福島課長 お困りです課に相談があって、お困りです課があしや市民活動センターにつなぐというのかなりのウエイトもありますね。

海士事務局 今日1つ、市民の方からパソコン壊れたんですけど市の方に電話が入ったらしいんですって。それをまたあしや市民活動センターにまわってきても、パソコン壊れたって言

ってもなぁという話もあります。内容としては。そういうものもあります。

今川委員長 ご意見、ご質問はありませんでしょうか？ここは一番活動の拠点として指針でも重点を置いたところでもあります。しかし時間のかかるものでもありますので、ここは着実に。何かあしや市民活動センターの方から皆様に少しご意見を伺ってみたいことはありませんか？

海士事務局 委員の方はいつも私たちによくして下さいるので、すごく相談させていただいたりして、お世話になっている方たちです。また、ご遠慮なく質問があったり、ご相談したいことがあったらどんどんお立ち寄りください。よろしく願い致します。柳瀬さんがちょっと、最近お見えでないので、心配しております。

柳瀬委員 これから行くようにします。

海士事務局 ありがとうございます。

今川委員長 そうしましたら、基本目標5の市民活動協働事業の方の説明をお願い出来ますでしょうか？

福島課長 はい。条例に定めました推進計画、その推進計画を立てました中で基本目標5の市民参画協働推進事業の推進がまだでした。他のことは、実施できたり、達成できておりましたので、それに着手して、今回要綱1月1日付けで設定することができました。ページとしましては、1ページから5ページにかけまして芦屋市提案型市民参画協働事業の実施要綱が載っております。ざっとご説明させていただきます。1ページですけれども、この事業の趣旨が第1条にあります。市民参画の条例の趣旨を踏まえ、市民から市の提案する事業の実施に対する提案を求め、当該事業を委託することに関し必要な事項を定めるものとする。要するに条例の中で市民提案の制度を作りましたが、1件の市民提案もございませんでしたので、市が現在行っております事業の中から市民にさせていただいた方がもっと内容がよくなるのではないかと、この事業につきまして、市の方からこういう事業ですけれどもされませんか？ということで公募をかけたいと考えまして、この要綱の方を制定致しました。第2条に事業を掲げておりますが、所管している課と市民参画課が協議して選定し、芦屋市市民参画協働推進本部の承認を得るものとする。本部の後押しが頂きたかったので、ここに本部の承認ということを入れました。

第3条、提案できる者ということでございますけれども、これはその前条の事業を提案することができる者は、条例第2条第1号に規定する市民のうち、企画提案を自ら実行するものとする。ただし、次に掲げる者を除く。要するに提案して、さよならでは困ると、提案した団体は、自分がするという前提で提案して欲しいということを書いております。後ですね、未成年者ばかりではちょっと不安なので、例えば、来年度、成人式のほうを提案で出す予定にしております。その場合は一人でも成人の方に入っていたきたいと、後は全員未成年でも構いませんので、そういう方がたにご応募いただきたいということで、1番目に未成年者又は未成年者で構成する団体は除くと、後は、特定の宗教、宗派、教団等又は特定の政党およびその他

の政治団体の利害に係る者又は団体ということで、こういう利害関係は向かないと考えております。

あと、一番ここで申し上げたかったのは、やはり暴力団の排除ということで、各市の事例を調べさせていただきましたが、現実的には暴力団員の入り込んだNPOが受け手となって事例がございましたので、その大阪の事例を避けるために、暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員その他これらに準ずるもの、この方々の排除をさせていただくというふうに、また、後、その想定外のものに対応するために市長が特に不相当と認めるものというものを入れました。

この後、6ページをお開けください。6ページからこの事業全体の流れのほうを図で書き示しております。この市提案型の市民参画協働事業実施要綱ですが、まずはその市が提案して成功させたいと、その後でそれがうまく軌道に乗れば、今後、市民提案も市としては考えていきたいと思っております。まず、市提案型事業候補を選定ということで、まず、そのモデル的にやるためにすでに、当時の400以上の事業の中から市民参画課のほうで選定させていただいて、当時の各課長とのヒアリングはすでに数年前に2年前、全部ヒアリングの方をさせていただいた中で、こういう事業でふさわしいのではないかとご意見を頂いた事業につきまして、来年度、3月に予算が議会の承認を経ましたら、業務委託という形で、現在、市が直営でやっております事業に対してこの参画協働事業で出すように準備を進めております。本部会議で、矢印の2番目の市提案型事業を決定ということで、これはいったん、その事業につきましては、本部会議ですでに決定を終えております。今後また毎年毎年するときに本部会議を開きまして、半年分いっぺんに決定していただくというようなことで予定を組んでおります。決定事業を連絡ということで、決定しましたら、所管課に市民参画課が連絡しまして、参画協働のルールを市民参画課が説明させていただく。今、ルール作りのほうを、一旦、基本的な部分、案として出来上がっておりますけれども、それを今後、この事業に乗るように図っていきまして、その初めて協働する課と初めて協働する市民またはNPO団体が、そのルールの冊子を見るとすぐわかるような見える形、非常に理解しやすい形で、一定のルールで進めたいと考えております。その後、その事業説明会の準備ということで、事業担当課が、市民参画課に事業開始依頼書を提出していただいて、事業説明の広報原稿を作成いただいて、市民参画課に合議いただく。市民参画課のほうは、企画提案者の募集を市広報紙に公募をかけまして、事業説明会は、事業担当課が行う。提案予定者へ説明するのは、事業の実施期間、実施内容、予算額、これは、議会で承認後に確定ということは先にお知らせしておく。事業の公共性、専門性、関連法令等、公共的なものやっていく。もちろん、市のもともと直営でやっていた仕事ですから、公共的なものであります。公的施設の予約。これは協力させて頂く。場の提供ということで、優先予約等させていただいて、成人式の場所の確保であるとかそういう協力は致します。後、細かいこと、色々聞きたいことがNPOの方々にはよくございますので、その部分につきましては、あしや市民活動センターにご協力いただいて、事業説明会後の応募にいたるまでの個別相談は、あしや市民活動センターで行う。他に、市のほうで問い合わせたりしましたら、ここの個別相談でプレゼンなり応募のレベルを上げていく。これが非常に重要である。だから、その何も説明とかなくポンと応募するよりは、何回も説明したり、こうやりとりする中で、その応募の書類の中身の精度も上がるし、事業、やろうとする事業の中身も非常にレベルアップするというので、ここの点線で囲んだ部分は非常に重要であると考えております。企画提案の募集から

3月以上で応募を頂く。理由は、団体ですので、例えば、その個人でも応募できますけど、皆さんをまとめたりしますから、NPO法人の場合は、理事会を経て応募に応じるというか、公募に手を挙げる意思決定が必要ですので、3月ぐらいは必要であろうかと考えております。事業の提案、関係書類の提出ということで、持ってきていただいたり、電子でも可能。提案書の受理ですけれども、市民参画課で頂いたら、後、資格審査や必要書類の確認はさせていただきます。選考委員会の開催ということで、別のページですけれども、4ページに芦屋市提案型市民参画協働事業選考委員会設置要綱、4ページ、5ページにございますが、設置ということで、この実施、協働事業を行うために、実施要綱に基づく受託者の選考を適正に行うため、芦屋市提案型市民参画協働事業選考委員会を設置する。この委員会で選考していただいて、市が責任を持って選定する。という流れになっております。所管事務のほうは、選考委員、ごめんなさい。所掌事務。選考委員会は受託者の選考を行う。組織としては、5人以上の委員をもって組織しますので、学識経験者と市職員。想定しておりますのは、その担当課の部長も市職員の中にお入りいただいて、現場の声も聞く。また、その何か特別参加が必要でありましたら、その担当課も参加していただく。という形を想定しております。それが第5条にございまして、会議は、委員長が集めますけれども、4ページの一番下の2行目、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。ということで、担当課長のご意見も聴くことができる形になっております。6ページに戻ります。今、申し上げましたことが、その、6ページの下から5行目、選考委員会の開催、市民参画課ということで、書類審査を行い、提案内容についての意見を述べ、受託者の選考を行う。事業担当課の意見を頂き、必要と認めるときは、事業団体のプレゼンテーションを実施する。事業受託者の決定は、市民参画課が通知書を発送して行う。7ページ。委託契約の締結ですが、事業担当課と事業受託者。これが、選考委員会の報告を市民参画課から受けて、事業担当課と事業受託者の契約を締結。随意契約で、契約書は、契約課作成の委託契約書を使用いたします。検討結果等の公表で、市民参画課が検討結果及びその理由を広報あしや、市ホームページで公表。すぐに公表することで、透明性と公平性を図っていく。事業の準備ですけど、事業担当課は、事業受託者と事業準備、広報や公的施設の予約等の打ち合わせを行う。広報あしやの原稿は、事業担当課に前月5日頃までに提出する。事業の実施は、事業受託者ですが、必要と認めるときは、事業担当課は、受託者に対し、事業の関係書類の提出を求め、必要な調査を行う。途中でうまくいっているかということで、聞くこともありますよという意味です。事業の完了。事業完了報告書を事業担当課へ提出。事業受託者は、きっちり書類で提出をする。完了検査。事業完了報告書を受け、完了検査を実施する。事業担当課がきちんと検査して、確認するということです。事業評価報告書の提出。事業の委託実績を評価し、報告を事業担当課が行う。担当した課はきっちり評価をしていく。市民参画協働の評価。市民参画課は、市民参画協働への効果及び実績を評価してまいります。それとは別に、協働事業の実施状況公表を市民参画課が、実施状況等を広報あしや及び市ホームページで公表いたします。次にあります8ページが提案書でして、9ページにスケジュールを書いていただいて、10ページの方にどういう団体かとか、どんな収入、支出ですか。

11ページ。選考結果通知書をこういうふうにお送りして、12ページでは、事業が終わったら、完了報告をいただく。13ページでは、事業評価報告書を所管課が報告する。その下の欄は、参画課が参画協働の評価を行う。その視点となりますのが、14ページ。市民サービス

が向上できたか。地域・社会の課題解決が図られたのか。役割分担と相乗効果がどうであったのか。市民活動の特性がいかんなく発揮されたのか。事業の成果としては、事業の成果はどうだったのか。実施能力があったのか。収支報告が適正であったのかというそういう点を視点として評価していくというふうに、申請書を作りました。事業の流れや、説明は以上です。

今川委員長 ありがとうございます。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか？提案団体のプレゼンテーションの実施というのは、公開で行われているのですか？

福島課長 プレゼンテーションは、出来るだけ公開しようとは考えています。ただ、プレゼンなしでも決めることができます。

今川委員長 あるということですか。プレゼンなしで。

福島課長 プレゼンあった方が楽しいというか、盛り上がりますよね。できるだけ、プレゼンとかは公開の方向で考えております。

今川委員長 はい。

福島課長 この参考にするために、実際にこういうプレゼンをやっているところ、それも元気のある民間で自分たちでお金を集めて年に1回やっているところ、見学にいったまわりまして、非常にプレゼンも力が入ってますし、なおかつ、目の前で各委員がシールを持って、どこの団体がぺたぺたはってですね、どの委員がどこにはったか一目瞭然というプレゼンに丸半日行ってまわりまして、非常に皆さんやる気ができるというか、他の事例を聞いて、落ちた団体も大変参考になるのでプレゼンというのは、いかに効果的かというのが実感してまいりました。

今川委員長 何かご意見、ご質問、他にありませんでしょうか？

福島課長 委員長、なければちょっと、指針に戻らせていただいてもいいですか？

今川委員長 はい。

福島課長 指針で追加してお知らせすることがございます。この指針を作るときに芦屋市の指針の特徴といたしまして、NPOと自治会の距離が近いこと。敵対していないこと。これが非常に指針を作るときに、いろんな調査やご意見を伺ったときに大きな特徴ということで、そういうことを土台に作りました。NPO法人の代表で、なおかつ自治会長もいらっしやいまして、その自治会としてお会いするときとNPO法人の代表としてお会いするときでは違う持ち味で、おっしゃいます。だから、この芦屋市内で顔の見える範囲ということで、コンパクトな市のよさもありまして、そういう関係性の方は非常にいい関係です。例えば、あしや市民活動センターの中に、別の部屋ですけれども、自治会連合会の三役会を行う部屋もございまして、そういうところで、全く抵抗なくお互いに仲良く共存できるという非常にいい面がありますので

自治会もNPOなのですが、自治会がNPOというところがなかなかまだ、十分に知れ渡っていないとか、自分たちはNPOなんだろうけども、NPOねというところがありまして、その自治会に関わる芦屋市民が非常に多い中で先ほどの芦屋川カレッジの方々も自治会活動を盛んにされていますから、すでにNPO活動をしているわけで、芦屋市の公益も担っていらっしゃると、自治会連合会の普段の仕事は、防犯活動であったり、それから美化活動であったり、そういう公益活動が主体ですから、後、次世代育成であったり、子供のイベントであったり、子供の見守りであったり、子育て支援であったり、各活動を自治会でされていますのでNPOとして公益は担っていらっしゃる。そのへんで、その自分たちの今やっている自治会がやっている活動がきっちりと捕らえていただければ、いかにNPOとして常に公益を担っているかというのは、ご理解いただけるとと思いますので、その辺の研修であったり、講座であったりそれが、自治会連合会の課題と考えておりまして、今後、自治会連合会の研修の中でやっていると今しているところです。はい、補足以上です。

今川委員長 ただ、人事的にいえば、自治会は、地域性ですし、NPOはテーマ型ですから、課題が共有できるという連携も。

柳瀬委員 そうですね。実際の活動の中で、課長がおっしゃったように、NPOも自治会も協力関係でそういうことをやっているでしょうけれども、法律上は違うんですよね。あくまで、NPOは、NPO法、自治会は地方自治法の中に単体であるからね。その内容、活動範囲が違って来るんですよね。そこらへんを将来、やっぱり法制化の上で、はっきりしていかな、非常に混乱きたすんじゃないかなと、法的な面でね。と私は個人的に思うんですけれど

福島課長 あの地縁である自治会もしかし、地域の課題を解決する期待が大きくてですね、防犯の見守りも自治会単位でされているパーセントが非常に高いですし、まちづくりへの提案であるとか、そういう自治会連合会が出席して欲しいという付属機関の要請がものすごく多くて、以前の数ではない状況でこれ以上出席できないほどの件数がきています。地縁であって、なおかつ課題解決を求められているという矛盾もありまして、その辺である意味、荷が重いというか、そういうお声もあるんじゃないかと考えています。

瀬尾委員 ちょっとね、荒唐無稽的なことを考えたんですけれども、市の職員さんのOBの方たちはね、各分野ですごくオーソリティーな方がいらしたりという、そういう方たちが、NPOを作られたら、色んな技能とか技術習熟している、制度にも習熟している方たちを含むNPOというのは、すごく行政をまわりからね、理解して、バックアップするという考え方ってないのかなあ。すごくよく勉強してらっしゃいますよね、市の職員の方。それが退職したら、生かされないというより、もっと生かしてほしいということを考えたことがある。

福島課長 そういうのがあればね、こちらもすぐ色々、お知恵を拝借しやすいですけれども。現状は、そういうのがなくて、期待されるものであります。今は、自治会の役員は市のOBいらっしゃいますし、集会所の役員もいらっしゃいますし、非常に助かってます。おっしゃるとおり。まちづくり協議会にもいらっしゃいますので、いろんな規約等を作るときも、地元の方、

とても助かるという声は聞いたことがあります。

山村委員 市職員のOB会というのは聞いたことがないなあ。

瀬尾委員 聞いたことがないけど、ひょっとしたら、その能力が埋もれてしまっているのだったらもったいない。NPOも色々ありますけどね、例えば、福祉系のNPOにしたって、専門的な知識をアドバイスして下さる方が、あったらいいな。たまたま市の福祉部にずっと40年勤めてたという会員さんがいらしたら、全部教えていただくみたいなね、そういうのでちょっとね、そういうNPOですよ、というのは、やっぱり自発的な意思で活動してる訳ですよ。だから、市も外郭とかいうとね、不必要な疑いの目で見られるNPOも、一般の人も入れる形であれば、なんかすごくありがたいNPOができるのかなと、ちょっと荒唐無稽かなと思っただんですが、

福島課長 藤原さんどうですかね。あしや市民活動センターのティータイム交流会とか講座で、そういう目とか機運とか作ることは可能なんですか？

藤原事務局 どの部分で話しをしたらいいのか、すごい難しいんですけども、可能だとは思いますが。というのも、あんまり日本では根づいてないんですけど、リボルビングドアというのがありまして、海外なんかだと市の職員がNPOに降りるといいう言いはよくないですが、NPOにはいって、またその経験を役所に戻すっていうのが比較的頻繁に行われて、日本と雇用制度が違うので、できないんですけども、OBの方がそういう意思があれば、それは可能だと思うんですけど、ただ、そこまで例えば、芦屋の場合といった場合に、必要とされる団体さんがどれくらいあるかといったその人が本当に生きがいをもってできるくらい組織形成されているところというのが、それこそ、瀬尾さんがやられている活動とかであればね、できると思うのですが、その辺がまだこちらの実態がわからない点があるので、そういう要望があったらそういうことで、誰かポスト採用の会をやったりとか、ということは可能かと思えます。例えば、そういう方を理事に来てもらいたいとか、そういう応募の手伝いとかはこちらでできるかなと思えます。今まで考えたことがなかったので、申し訳ないですが、適当な回答で申し訳ありません。

瀬尾委員 あの、本当にお知恵をね、なんか、お役所を辞めてからも地域のために活かして下さったら、すごくいいかな

菅沼委員 公務員の方が在職中も、退職後も、これをやりたいという、先ほど先生が言われたようなテーマ型で、個人的にNPO活動をしている方はいらっしゃると思います。ただ、退職された皆さんがまた一緒になってやるということをあまり好まない方もいますので、今まで一緒にやってきて、退職後も一緒にやろうという方はどうでしょうか。ただ、経験や技術の豊富な方たちが地域に戻って、個人としてNPO活動などに入っていくのは、大変重要なことかもしれないですね。ただ、役所と一緒にやる時は、現役の人たちにとっては少し煙たい存在になるのではないのでしょうか。

瀬尾委員 全員じゃなくてね。そういう気持ちのある方が、そういう形で教えてくださったら、ありがたいし、年齢ですばっと切れちゃってというのを見ると、もうちょっとね、お役所にいてくださればよかったのになと思う方も。

菅沼委員 NPOは、どうしてもこういう課題解決をしたいという志高い活動から始まることが多く、活動を進めていくうちに様々な面で幅広い知識や支援の必要に迫られていると思います。そのため、なかなか持続可能な活動にならないという弱いところがありますので、志あるOBの方がそういうNPOの目を向けて、活動してくだされば、とてもいい形で強くなると思います。特に芦屋の中でそういう方がいてくだされば、芦屋の市民活動はもっと活性化するのではないのでしょうか。

柳瀬委員 それはいいことですね。

菅沼委員 豊富な知識や技術をいろいろな面で生かしていただくのは、どこの団体も必要としていると思います。そういう経験豊富な方がいい形で活動を進めていくのは、公務員に限らないのではないのでしょうか。

今川委員長 せひ、組織の中でもそういう意識を高めていただいて。

柳瀬委員 現職のお役所の方がNPO活動を個人的にされるのは、自由ですよ。別に制約なんてあるんですか？

福島課長 制約っていうか、土曜日、日曜日、休みの時に、自治会の、私もやってますし、NPO活動をされている代表の方もいらっしゃるの存知あげてます。公務に差しさわりのない範疇ですね。

今川委員長 申し訳ありませんが、予定の時間が来てしまいまして、今日、いっぱいご意見いただきました。今日、条例のところの協議はできなかったのですが、これは次回に回していただくということをお願いいたします。このあたりでこの会議を閉じさせていただきますけど、事務局のほうからご説明お願いいたします。

福島課長 今後の予定。レジュメの4番ですが、第2回の芦屋市市民参画協働推進会議は、3月24日、木曜日、2時半から4時半。ここの北館2階会議室3で行いたいと思います。その時期には、今年度の市民参画協働推進計画が推進状況が出揃っておりますので、状況の報告をさせていただいて、委員の皆様には評価をいただく。あと、指針の見直しでおっしゃりたいことがあったら、教えていただいて、条例の見直しをしたいと、平成23年度中に指針・条例・推進計画、この3本の見直しが必要ですので、指針と条例の見直しが進んで、半年ぐらい進んでから、指針が土台でその上に条例が立ってますので、その条例の見直しが進んでから推進計画を見直しさせていただくというようなスケジュールを考えております。以上です。

今川委員長 よろしいですか。それでは今日はどうもありがとうございました。